

第百三十四号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

第一条 江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第十一号の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「いう。」の下に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「」の数（以下「勤務日数」という）に改め、「十八日」の下に「（一箇月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第四条及び第五条の規定による週休日、勤務時間条例第十条及び第十一条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条第一項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該二十日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第三条第二項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第三項中「十八日」を「職員みなし日数」に改める。

第十条第四項中「第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律

（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）に改め、同項第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第百十号）」を加え、同項第八号中「育児短時間勤務等」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条第二項及び第十三条第二項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第二条 江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第四項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間
- 六 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休

業をいう。以下同じ。）の期間

第十一条第四項中「要しなかつた期間」の下に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の区規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年十月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項の改正規定を削る。

（説明）

退職手当の支給対象となる会計年度任用職員等の要件を緩和するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。